

## いじめ防止基本方針の概要

### 【いじめ問題への学校の目標】

いじめはどの子どもにも起こりうることを踏まえ、いじめは決して許されないと強い姿勢で、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。

### 【学年主任会】

(活動) 学校いじめ防止基本方針作成・見直し、年間指導計画の作成、校内研修の企画・立案、調査等の分析、事実確認・対応方針の決定など

(構成) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、適応指導教室職員等

### 家庭との連携

- ・参観日、家庭訪問
- ・PTA総会、役員会
- ・アンケート調査

### 学校の取組

#### 【未然防止】

- 生徒会活動の充実 (生徒の手による学校自治)
- 体験活動を活用した人間関係づくり
- 自己有用感を育む授業づくり

### 地域との連携

- ・学校公開
- ・ホームページ掲載
- ・学校関係者評価

### 市教育委員会との連携

- ・報告
- ・指導主事の要請・派遣
- ・支援チームの要請・派遣

#### 【早期発見】

- 学校独自のアンケートの実施
- 定期的な教育相談の実施
- いじめ相談窓口の周知

#### 【措置】

- 被害者、加害者等への適切なケア及び指導
- 組織的な対応、再発防止

#### 【重大事態への対処】

- 市教育委員会への報告 (事実確認)
- 警察署等との連携

### 関係機関等との連携

- ・警察署
- ・児童相談所
- ・市町村の福祉部局
- ・医療
- ・臨床心理士やSSW

### ＜いじめ防止年間指導計画(いじめ防止プログラム)＞

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	その他
	児童生徒が主体となった活動	教職員が主体となった活動		
4月	○生徒会、部活動紹介	○PTA総会での説明	○年間の活動計画の検討	
5月	○生徒総会			
6月	○生徒集会	○教育相談週間の設定①	○アンケート調査・分析①	
7月	○生徒集会	○教職員による学期反省	○学期の取組の総括	○学校関係者評価
8月		○次学期に向けての確認	○次学期に向けて	
9月	○体育大会の企画・実施			
10月	○学習発表会の企画・運営			
11月	○生徒集会(人権集会)	○教育相談週間の設定②	○アンケート調査・分析②	
12月	○人権週間におけるいじめ撲滅のための取組	○教職員による学期反省 ○人権週間におけるいじめ防止の啓発	○学期の取組の総括	○学校関係者評価
1月	○立志式に向けた取組	○次学期に向けての確認	○次学期に向けて	
2月	○生徒集会	○教育相談週間の設定③	○アンケート調査・分析③	
3月	○卒業式に向けた取組	○教職員による年間反省	○年間の取組の総括・次年度に向けての確認	○学校関係者評価
通年	○ボランティア活動の推進 ○(生徒会)相談箱の設置	○わかる授業の展開 ○学級通信・学年通信の定期的な発行	○児童生徒の発するサインの共有 ○職員会議での情報共有 ○過去のいじめ事例の蓄積	○警察署等との連携
月1回	○学級での話合い活動	○校内研修	○いじめ・不登校対策委員会の実施	○市教育委員会への報告
学期1回	○生徒集会の実施	○道徳教育や情報モラル教育の時間設定	○生徒会との意見交換	

# 串間市立串間中学校いじめ防止基本方針

串間市立串間中学校  
(最終改定 平成30年7月2日)

## 串間市立串間中学校いじめ防止基本方針

## 串間市立串間中学校

## はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿や、FacebookやLINE等のソーシャルメディアを介した新たないじめ問題が生じるなど、いじめは深刻な人権侵害であり、ますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「串間市立串間中学校いじめ防止基本方針」を定め、その取組を進める。

## 目 次

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1 いじめの定義            | 2 |
| 2 いじめの防止等に関する基本的考え方 | 2 |

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- |   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 学校いじめ防止基本方針の策定        | 3  |
| 2 | 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 | 4  |
| 3 | 学校におけるいじめ防止等に関する措置    | 5  |
| 4 | いじめ防止等のための具体的な取組      | 6  |
| 5 | その他の留意事項              | 10 |
| 6 | 重大事態への対処              | 11 |

### 第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

- |   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | 基本方針の点検と必要に応じた見直し | 12 |
| 2 | 早期発見・事案対処のマニュアル   | 13 |

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」と言う言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ不登校対策委員会等」という。）へ情報共有することは必要となる。

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止等の取組をおこなうことが重要である。

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている生徒をしっかり守る。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

#### （1）いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考える。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるすることを目指す。

#### （2）いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

#### （3）いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

各学校の校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等のための取組が全教職員に理解され、確実に遂行されるよう努める。

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、市の基本方針、県の基本方針及び国の基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。
- (2) 学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。
  - ア 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
  - イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめ加害行為の抑止につながる。
  - ウ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめ加害者への支援につながる。
- (3) 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。
- (4) 学校基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。プログラムを策定する場合は、生徒や保護者、地域住民の意見を広く取り入れるようにする。
- (5) アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む。
- (6) 学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- (7) いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込む。
- (8) 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- (9) 学校基本方針を策定するに当り、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど参画を得ることが、方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である

ため、可能な範囲でこれらの関係者と協議を行い、具体的ないじめ防止等の対策について連携するよう努める。

- (10) 生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- (11) 策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、学校に置くいじめ防止等の対策のための組織は、学校の教職員で構成されている「いじめ不登校対策委員会」等を活用する。
- (2) いじめ不登校対策委員会等は「当該学校の複数の教職員」等により構成されるとされているが、当該学校の複数の教職員については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。
- (3) 学校が、「いじめ不登校対策委員会」等の運営のために心理、福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の参加が必要と判断するときは、市教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受ける。
- (4) 「いじめ不登校対策委員会」等は、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うこととし、当該組織が、情報の収集と記録、情報共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員で抱え込まずに、全ていじめ不登校対策委員会等に報告・相談し、複数の目による状況の見立てを行う。
- (5) いじめ不登校対策委員会等の学校いじめ対策組織の役割は、次に掲げるものである。

### 【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### 【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### 【学校基本方針に基づく各種取組】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学

校基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

○ いじめの防止等の対策を検討するにあたり、生徒の意見を積極的に取り入れるため生徒会との会合を企画する役割

- (6) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、いじめ不登校対策委員会等は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が生徒の前で取組を説明する等）を実施する。
- (7) いじめの早期発見のためには、いじめ不登校対策委員会等は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにする。
- (8) 学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。
- (9) いじめについての情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。
- (10) 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ不登校対策委員会等を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

### 3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

学校は、国から示された【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参考に、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### (1) いじめの防止の措置

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ② 生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ③ 長期間学校を離れた場所で教育活動（乗船実習など）を行う場合は、いじめに関するチェック項目を作成するなど、いじめの未然防止に努める。

#### (2) 早期発見の措置

- ① 教職員は、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努める。
- ② 生徒からの相談において、生徒からのSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては、多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

#### (3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ不登校対策委員会等への報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

② いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会等においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、各学校のいじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

#### 4 いじめの防止等のための具体的な取組

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。対策委員会は月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、週に1回の学年主任会の中でもいじめ不登校について協議し、いじめ防止の取組に努める。

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、適応指導教室職員、その他関係職員

(2) 活動

- ① 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ② 年間指導計画の作成
- ③ 校内研修会の企画・立案
- ④ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ⑤ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- ⑥ 要配慮生徒への支援方針決定

(3) いじめの防止

- ① 生徒が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりや、生徒の手による学校自治の意識を高めるため、生徒が主体と

なって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- イ 生徒会等を中心とした生徒集会の実施
- ウ 学年生徒会や学級での話し合い活動の実施
- エ ボランティア活動の推進

(2) 教職員が主体となった活動

- ア 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
  - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
  - 職員相互の授業研究会の実施
- イ 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、いじめを早期発見するためのアンケート調査や、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指す。
  - いじめアンケート調査（年間12回、月1回）
  - 教育相談週間の設定（年間3回、学期1回）
- ウ 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。
  - 教科や学級等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
  - 外部講師による講演会の実施
- エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
  - P T A総会での学校の方針説明
  - 学年・学級通信等を活用したいじめの防止活動の報告
  - 保護者を対象とした研修会の開催

(3) いじめの早期発見

- ① いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
  - ア 生徒の発する具体的なサインの作成と共有
- ② 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
  - イ 教育相談週間の設定
  - ウ いじめの相談窓口の周知
- ③ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。
  - ア 学校独自のアンケートの実施
  - イ 県下一斉のアンケートの実施
- ④ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつて いるいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
  - ア 職員会議での情報の共有
  - イ 進級時の情報の確実な引き継ぎ
  - ウ 過去のいじめ事例の蓄積

(4) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ア 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
    - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

- いじめの事実について生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいじめの職員）及び管理職に速やかに通報する。
- ② 情報の共有
- ア いじめの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- ③ 事実関係についての調査
- ア 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- イ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
- ウ 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- エ 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ④ 解決に向けた指導及び支援
- ア 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- イ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- ウ 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時いじめ不登校対策委員会で決定する。
- エ 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- オ いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。
- カ 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

#### いじめられた生徒とその保護者への支援

##### 【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

##### 【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

## いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

### 【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

### 【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

## いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

## ⑤ 関係機関への報告

ア 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。

イ 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

## ⑥ 繼続指導・経過観察

ウ 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

## (5) ネット上のいじめへの対応

### ① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

② ネットいじめの予防

- ア フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。（21時以降のソーシャルメディアの使用を控える等の家庭ルールづくり）
- イ 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ウ 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- エ インターネット利用に関する職員研修を実施する。

③ ネットいじめへの対処

- ア 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- イ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。
  - 状況確認→状況の記録→管理者へ連絡・削除依頼→警察への相談→いじめへの対応
  - 市教育委員会への相談
  - いじめへの対応

※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

## 5 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするため、PTAや地域との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応を行う。

- ① 小学校及び教育委員会との連携
  - ア 気になる生徒の引き継ぎ、関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
  - イ 関係機関との調整
- ② 警察との連携
  - ア 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
  - イ 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
  - ア スクールソーシャルワーカー等の活用（県教育委員会への依頼）
  - イ 家庭の養育に関する指導・助言
  - ウ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
  - ア 精神保健に関する相談
  - イ 精神症状についての治療、指導・助言

## 6 重大事態への対処

### （1）重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

- ① 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。
- ② 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### （2）調査の趣旨及び調査主体について

- ① 調査主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会（学校の設置者）が主体となっ

て行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会（学校の設置者）が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者が調査を実施する。

（3）自殺の背景調査における留意事項

- ① 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ② この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ③ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

（4）いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が重大事態調査のための組織等を設置した場合には、その調査に協力する。

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ア 生徒が自殺を企図した場合
  - イ 精神性の疾患を発症した場合
  - ウ 身体に重大な障害を負った場合
  - エ 高額の金品を奪い取られた場合など
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ア 年間の欠席が30日程度以上の場合
  - イ 連續した欠席の場合は、状況により判断する

（5）事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

（1）学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

## いじめの問題への取組に関するチェックシート

## 【指導体制】

項目		1学期	2学期	3学期
1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。			
2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。			
3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。			

## 【教育指導】

項目		1学期	2学期	3学期
4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。			
5	学校全体として、校長をはじめ各教師が、それぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的・計画的に指導を行うようにしているか。			
6	道徳や学級活動の時間、生徒会活動などにおいて、いじめにかかわる問題を取り上げたり、いじめの問題とのかかわりで適切な指導が行われているか。			
7	教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。			
8	いじめを行う生徒に対しては、関係機関との連携も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。			
9	いじめられる生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。			
10	いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な指導を行っているか。			

## 【早期発見・早期対応】

項目		1学期	2学期	3学期
11	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。			
12	生徒の生活実態について、たとえば、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。			
13	いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など、学内の専門家との連携に努めているか。			
14	生徒が発する危険信号を見逃さず、その1つ1つに的確に対応しているか。			
15	いじめについて訴えなどがあった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。			

16	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、地域の関係機関と連携協力をを行っているか。また、学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。			
17	校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような、教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。			
18	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。			

【家庭・地域社会との連携】

	項目	1学期	2学期	3学期
19	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。			
20	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。			